

中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問主意書

提出者 谷口隆義

中小企業金融安定化特別保証制度における「通信業」への融資の保証に関する質問主意書

現在の厳しい経済不況の中で、新たな事業を展開し拡大しようと努力している中小企業に対し、政府はあらゆる手立てを講じて支援を行っていくべきである。小淵総理は今国会を中小企業国会と位置づけられ、所信表明演説の中でも「中小企業等は、新たな雇用や産業を生み出す担い手、いわば我が国経済のダイナミズムの源泉であり、その振興こそが日本経済新生の鍵になると考えます。」と述べられており、中小企業に対して積極的な支援策を講じようとしてされている。

しかるに、昨今の中小企業、特にインターネット普及に貢献をしてきた、中小のインターネット・サービス・プロバイダ等を含む「通信業」に対して、信用保証協会からは融資のための保証をしていただけない状況があると聞いている。政府は景気の底入れのために「経済新生対策」として、中小・ベンチャー企業の金融対策に力を注ぐため、また、貸し渋り対策の中小企業向けに「金融安定化特別保証制度」の枠を追加決定している。

このような観点から、「通信業」への信用保証協会からの保証の対策は、緊急を要すると考える。

従って、次の事項について質問する。

一 政府は景気の本格的な回復と経済構造改革の推進を目指して十一月十一日に「経済新生対策」を策定されたが、その中でインターネットなどを整備・推進するために、成長分野や事業活動の基盤に係る規制緩和・制度改革で規制緩和推進三ヶ年計画の前倒しを定められている。その成長産業である「通信業」を支援しようという方針にもかかわらず、中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けるための中小企業信用保険法に定められている信用保険対象業種に「通信業」が入っていないのはおかしいのではないか。

二 郵政省は、「通信業」がこのような中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けられない状況をどのように認識しているのか。

三 「通信業」にはどのような業種があり、また、何社の企業があるのか伺いたい。

四 このような「通信業」を成長産業と認識しているのか伺いたい。

五 「通信業」の中でも、特にインターネット・サービス・プロバイダが保証を受けるのに必要な中小企業信用保険法の信用保険業種の対象に入っていないのは先の経済新生対策の中にうたわれている方向性と逆行するのではないか。

六 インターネット普及に貢献してきた中小のインターネット・サービス・プロバイダへの支援についてはどのように考えているのか。

七 郵政省は、中小企業庁に対してインターネット・サービス・プロバイダ等を含む「通信業」を中小企業金融安定化特別保証制度の融資の保証を受けるための中小企業信用保険法の信用保険対象業種に入れるよう要望を出さないのか。

八 インターネット・サービス・プロバイダを含む「通信業」を中小企業信用保険法の信用保険対象業種に入れるべきだと思うが、今後の動きについて伺う。
右質問する。